

平成30年

上尾市教育委員会4月定例会  
議案資料

# 目 次

|                  |   |
|------------------|---|
| <b>議案第 2 1 号</b> | <b>【上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する<br/>規程の一部を改正する訓令の規程について】</b> |
| ◇新旧対照表           | 1   |
| <b>議案第 2 2 号</b> | <b>【上尾市立公民館管理規則の一部を改正する規則の制定<br/>について】</b>                |
| ◇新旧対照表           | 5   |



議案第21号 資料

【現行】

別表第2 (第10条―第12条関係)

個別決裁事項・専決事項

教育総務部教育総務課

| 事項                                    | 事務   | 教育委員<br>会決裁 | 教育長<br>専決 | 部長専<br>決     | 課長専<br>決   |   |
|---------------------------------------|--|-------------|-----------|--------------|------------|---|
| 1 市長の権限に属する事務のうち教育委員会が委任を受けた事務に関する事項  | 略  |             |           |              | ○          |   |
| 2 市長との協議に関する事項                        | 略  |             | ○         |              |            |   |
| 3 教育財産の管理に関する事項                       | 略  |             |           | 重要なもの        | 軽易なもの      |   |
| 4 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事項 | (1) 職員(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条第1項に規定する県費負担教職員(以下「県費負担教職員」という。)を除く。以下この項において同じ。)の採用試験を実施すること。   |             | ○         |              |            |   |
|                                       | (2) 職員の採用、昇任、降任又は転任をすること。<br>ア 部長、参与、参事、図書館長、次長、主席副参事、図書館副館長、副参事、課長、主席主幹、図書館次長、教育センター所長、中学校給食共同調理場所長及び主幹<br>イ 公民館長及び副主幹以下の職にある者並びに市立の幼稚園に勤務する職員(園長を除く。)並びに市立の小学校及び中学校に勤務する職員(以下この項において、これらの職員を「市費学校職員」という。)                              | ○           |           | ○            |            |   |
|                                       | (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の規定により職員の降任、免職又は休職の処分をすること。<br>ア 降任又は免職の処分<br>イ 休職の処分  |             | ○         | 主席主幹以上の職にある者 | 主幹以下の職にある者 |   |
|                                       | (4) 地方公務員法第29条第1項の規定により職員の戒告、減給、停職又は免職の処分をすること。  | ○           |           |              |            |   |
|                                       | (5) 職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和30年上尾市条例第16号)第2条の規定により職員の職務に専念する義務を免除すること。  |             |           |              |            | ○ |
|                                       | (6) 地方公務員法第58条の2の規定により市長に対し、人事行政の運営の状況を報告すること。   |             |           | ○            |            |   |
|                                       | (7) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)により職員の育児休業及びその期間の延長、育児短時間勤務及びその期間の延長並びに部分休業を承認し、又は当該承認を取り消すこと。<br>ア 教育長<br>イ 教育総務部長<br>ウ 学校教育部長、参与、参事、図書館長、次長、主席副参事、図書館副館長、副参事、課長、主席主幹、図書館次長、教育センター所長、中学校給食共同調理場所長及び主幹<br>エ 公民館長及び副主幹以下の職にある者並びに市費学校職員 | ○           |           | ○            | ○          | ○ |
|                                       | (8) 職員の病気休暇を承認すること。<br>ア 教育長<br>イ 教育総務部長   | ○           |           | ○            |            |   |

【改正後】

別表第2（第10条—第12条関係）

個別決裁事項・専決事項

教育総務部教育総務課

| 事項   | 事務  | 教育委員会決裁  | 教育長専決 | 部長専決         | 課長専決       |
|--|---|--|-------|--------------|------------|
| 1  | 市長の権限に属する事務のうち教育委員会が委任を受けた事務に関する事項  | 略  |       |              | ○          |
| 2  | 市長との協議に関する事項  | 略  | ○     |              |            |
| 3  | 教育財産の管理に関する事項   | 略  |       | 重要なもの        | 軽易なもの      |
| 4  | 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の内任免その他の人事に関する事項  | (1) 職員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条第1項に規定する県費負担教職員（以下「県費負担教職員」という。）を除く。以下この項において同じ。）の採用試験を実施すること。 |       | ○            |            |
|  | (2) 職員の採用、昇任、降任又は転任をすること。<br>ア 部長、参与、参事、図書館長、次長、主席副参事、図書館副館長、副参事、課長、主席主幹、図書館次長、教育センター所長、中学校給食共同調理場所長及び主幹<br>イ 公民館長及び副主幹以下の職にある者並びに市立の幼稚園に勤務する職員（園長を除く。）並びに市立の小学校及び中学校に勤務する職員（以下この項において、これらの職員を「市費学校職員」という。） | ○  |       | ○            |            |
|  | (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の規定により職員の降任、免職又は休職の処分をすること。<br>ア 降任又は免職の処分<br>イ 休職の処分   | ○  |       | 主席主幹以上の職にある者 | 主幹以下の職にある者 |
|  | (4) 地方公務員法第29条第1項の規定により職員の戒告、減給、停職又は免職の処分をすること。   | ○  |       |              |            |
|  | (5) 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和30年上尾市条例第16号）第2条の規定により職員の職務に専念する義務を免除すること。   |  |       |              | ○          |
|  | (5)の2 地方公務員法第38条第1項の規定により職員が同項に規定する営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問、相談員、評議員、参与その他これらに準ずる地位を兼ね、若しくは自ら同項に規定する営利企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事することを許可すること。  |  |       | ○            |            |
|  | (6) 地方公務員法第58条の2の規定により市長に対し、人事行政の運営の状況を報告すること。  |  |       | ○            |            |
| (7) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）により職員の育児休業及びその期間の延長、育児短時間勤務及びその期間の延長並びに部分休業を承認し、又は当該承認を取り消すこと。<br>ア 教育長<br>イ 教育総務部長<br>ウ 学校教育部長、参与、参事、図書館長、次長、主席副参事、図書館副館長、副参事、課長、主席主幹、図書館次長、教育センター所長、中学校給 | ○   |  | ○     | ○            |            |

【現 行】

|   |   |                |           |               |       |
|---|---|----------------|-----------|---------------|-------|
|   | ウ 学校教育部長  |                | 5日を超えるもの  | 5日以内          |       |
|   | エ 教育総務課長  |                | 30日を超えるもの | 30日以内         |       |
|   | オ 参与、参事、図書館長、次長、主席副参事、図書館副館長、副参事、課長、主席主幹、図書館次長、教育センター所長、中学校給食共同調理場所長及び主幹        |                | 30日を超えるもの | 5日を超え、かつ30日以内 | 5日以内  |
|   | カ 公民館長及び副主幹以下の職にある者並びに市費学校職員  |                |           | 30日を超えるもの     | 30日以内 |
|   | (9) 勤務時間条例第14条第2項第19号に規定する職員の特別休暇、介護休暇及び介護時間を承認すること。                            |                |           |               |       |
|   | ア 教育長   | ○              |           |               |       |
|   | イ 教育総務部長  |                | ○         |               |       |
|   | ウ 学校教育部長、参与、参事、図書館長、次長、主席副参事、図書館副館長、副参事、課長、主席主幹、図書館次長、教育センター所長、中学校給食共同調理場所長及び主幹 |                |           | ○             |       |
|   | エ 公民館長及び副主幹以下の職にある者並びに市費学校職員  |                |           |               | ○     |
|   | (10) 職員の組合休暇を承認すること。  |                |           |               | ○     |
|   | (11) 職員に対し研修に関する旅行命令を発すること。   |                |           |               |       |
|   | ア 部長  |                | ○         |               |       |
|   | イ 参与、参事、図書館長、次長、主席副参事、図書館副館長、副参事、課長、主席主幹、図書館次長、教育センター所長、中学校給食共同調理場所長及び主幹        |                |           | ○             |       |
|   | ウ 公民館長及び副主幹以下の職にある者並びに市費学校職員  |                |           |               | ○     |
| 5 | 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価に関する事項   | (1) 略<br>(2) 略 | ○<br>○    |               |       |
| 6 | 入学準備金及び奨学金に関する事項  | (1) 略<br>(2) 略 |           | ○             | ○     |

教育総務部生涯学習課以下 略

【改正後】

|   |  |        |   |   |   |
|---|--|--------|---|---|---|
|   | 食共同調理場所長及び主幹<br>エ 公民館長及び副主幹以下の職にある者並びに<br>市費学校職員   |        |   |   | ○ |
|   | (8) 職員の病気休暇を承認すること。<br>ア 教育長<br>イ 教育総務部長<br>ウ 学校教育部長<br><br>エ 教育総務課長<br><br>オ 参与、参事、図書館長、次長、主席副参事、図<br>書館副館長、副参事、課長、主席主幹、図書館次<br>長、教育センター所長、中学校給食共同調理場所<br>長及び主幹<br>カ 公民館長及び副主幹以下の職にある者並びに<br>市費学校職員                 | ○      | ○<br>5日を<br>超える<br>もの<br>30日を<br>超える<br>もの<br>30日を<br>超える<br>もの | 5日以<br>内<br>30日以<br>内<br>5日を<br>超え、<br>かつ30<br>日以内<br>30日を<br>超える<br>もの |   |
|   | (9) 勤務時間条例第14条第2項第19号に規定する<br>職員の特別休暇、介護休暇及び介護時間を承認する<br>こと。<br>ア 教育長<br>イ 教育総務部長<br>ウ 学校教育部長、参与、参事、図書館長、次長、<br>主席副参事、図書館副館長、副参事、課長、主席<br>主幹、図書館次長、教育センター所長、中学校給<br>食共同調理場所長及び主幹<br>エ 公民館長及び副主幹以下の職にある者並びに<br>市費学校職員 | ○      | ○   | ○   | ○ |
|   | (10) 職員の組合休暇を承認すること。   |        |   |   | ○ |
|   | (11) 職員に対し研修に関する旅行命令を発すること。<br>ア 部長<br>イ 参与、参事、図書館長、次長、主席副参事、図<br>書館副館長、副参事、課長、主席主幹、図書館次<br>長、教育センター所長、中学校給食共同調理場所<br>長及び主幹<br>ウ 公民館長及び副主幹以下の職にある者並びに<br>市費学校職員  |        | ○   | ○   | ○ |
| 5 | 教育委員会の権<br>限に属する事務<br>(2) 略<br>の管理及び執行<br>の状況に係る点<br>検及び評価に関<br>する事項   | ○<br>○ |   |   |   |
| 6 | 入学準備金及び<br>奨学金に関する<br>事項<br>(1) 略<br>(2) 略   |        |   | ○   | ○ |

教育総務部生涯学習課以下 略

## 議案第 22 号 資料

上尾市立公民館管理規則の一部を改正する規則新旧対照表  
上尾市立公民館管理規則（昭和 60 年上尾市教委規則第 4 号）

| 現 行  | 改 正 案  |
|--|--|
| <p>(事業計画及び事業報告)</p> <p>第 17 条 略</p> <p>2 教育長は、<u>毎年 7 月末日までに前年度における</u>公民館の事業の状況について、<u>                    </u>公民館の設置及び運営に関する基準（平成 15 年文部科学省告示第 112 号）第 10 条の規定による点検及び評価を行った上で、その結果を教育委員会に報告するとともに、<u>広く一般に公表</u>しなければならない。</p> | <p>(事業計画及び事業報告)</p> <p>第 17 条 略</p> <p>2 教育長は、各年度の<u>                    </u><br/><u>                    </u>公民館の事業の状況について、<u>当該年度終了後</u>、公民館の設置及び運営に関する基準（平成 15 年文部科学省告示第 112 号）第 10 条の規定による点検及び評価を行い<u>          </u>、その結果を教育委員会に報告し<u>                    </u>、<u>及び一般に公表</u>しなければならない。</p> |



